

令和4年度 第1回伊予市環境審議会 会議録

日 時 令和4年9月14日(水) 10時から12時

場 所 伊予市庁舎4階大会議室

出席委員 治多 伸介、山田 智香子、香西 恵子、藤岡 政晴、篠崎 博志、
小野 二三男、小笠原 良雄、大本 孝志、小泉 正博

事務局 産業建設部長 三谷 陽紀
環境政策課 久保 貴比古、向井 英樹、上岡 悟史、堀端 公美子、
北谷 智史

傍聴者 なし

1 開会

会議の成立を確認した。

2 部長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 会長及び副会長の選出

委員互選により、会長に治多 伸介委員、副会長に藤岡 政晴委員が就任した。

(2) 伊予市環境審議会について

(事務局)

資料1をご覧ください。環境基本法第44条にて、市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。とされており、これを根拠に、予市環境基本条例にて詳細を定め、市長の諮問機関として、本審議会を設置しているものである。

本審議会の目的は、第23条で規定されたとおり、市長の諮問に応じ、本市の環境保全に関する基本的事項について、調査、審議することである。

第24条で規定されている審議会組織については、15人以内で組織することになっていますが、資料2の委員名簿のとおり、今期は前期に引き続き、10人で組織し、任期は2か年で、令和6年3月31日までの任期となる。

続いて資料3をご覧ください。本市の最高規範とされる伊予市自治基本条例を抜粋していますが、本市のまちづくりの根幹というべきものである。本条例の第22条に、審議会の運営について定められており、そこで、公募委員の選任、会議及び会議録の公開について、求められている。

詳細については、資料4の伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則で定めており、関係するところは、資料4裏面に記載したとおりである。この規定により、本審議会には、公募の委員2人を選任しているところである。

会議等の公開については、資料5の傍聴要領を定め、それに従って行うこととする。また、会議録は、本日の含め、会議終了後に会議録を作成し、HPに掲載する方法で公開することとしている。御了承いただきたい。

なお、ここで、傍聴について報告する。先程の傍聴要領に基づき、市のHPで審議会の開催告知を実施したが、指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことを報告申し上げます。

以上、説明とする。

(3) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画について

(4) 令和3年度伊予市事務事業に伴う温室効果ガス排出量について

(事務局)

議事の(3)一般廃棄物処理基本計画及び実施計画について、その概要、また、現在の取組状況を含め担当から説明を申し上げます。

本市では、一般廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画を定めている。

資料6の一般廃棄物処理基本計画では、本市におけるごみ処理と生活排水処理の基本方針や目標を定めており、現行計画の目標年度は令和5年度で、令和6年度には新たに計画を策定予定である。

資料7が3月の環境審議会にて検討いただき策定した令和4年度の一般廃棄物実施計画である。この計画は、一般廃棄物処理基本計画を基に策定したもので、一般廃棄物の排出量の見込み、排出抑制のための方策、ごみの分別収集の内容など、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めている。この計画は、単年度の計画で、今年度末の環境審議会において次年度計画案を提示し、検討いただく予定としている。

10ページをご覧ください。こちらには一般廃棄物の排出抑制、資源化計画の具体策について記載しており、現在の進捗状況を報告申し上げます。

①情報提供、啓発事業については、広報いよしにてごみ減量を啓発する記事の掲載を計画している。多くの市民への啓発に繋がるのではないかと考えている。

③食品ロス削減については、10月は「食品ロス削減月間」で、広報にて家庭での食品ロスについて記事を掲載する予定である。市民の食品ロス削減に対する意識向上を目的としている。

⑥不法投棄については、今年度も多くの苦情、相談が寄せられている。啓発看板や監視カメラの設置、環境パトロールの定期的な実施など、防止策に努めているところではある

が、後を絶たないのが現状である。今年度あった事例では、地域から不法投棄疑いの通報があり、現地確認した結果、一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄が疑われる状況であったため、愛媛県、警察と連携して調査を実施し、原因者の特定に至り、原因者に対して是正するよう指導した。

⑦環境教育については、6月に株式会社フジ・リテイリング主催のビーチクリーン活動があり、その一環として約50名に対し、環境政策課職員による環境教室を実施した。今年度後期も環境教室や展示会など、環境教育に取り組んでいきたいと考えている。

⑧ごみ処理広域化については、現在、松山圏域市町と協議を進めているところだ。詳しい状況については、議事(5)の「ごみ処理の広域化について」にて説明したい。

⑩生ごみ処理機については、昨年度は電気式生ごみ処理機に対して2万円、コンポスト容器に対して3千円の補助を行っていたが、今年度から電気式生ごみ処理機に対して3万円、コンポスト容器に対して3千円の補助とし、昨年度補助金額から増額している。昨今、市民のごみ減量に対する意識が向上した結果、年々生ごみ処理機の申請件数も増加しており、今年度も申請件数が増加する見込みである。

続いて、資料8は、令和3年度の一般廃棄物の処理量の推移を表にしたものである。資料をご覧くださいと、令和2年度に比べて、全体の処理量が減少していることが分かると思う。ここ数年は新型コロナウイルス感染症等によるステイホームの影響で一時的に増加したことを除けば、全体の処理量は減少傾向にあると言える。中でも特徴的に変化しているのが、家庭系の燃えるごみの減少で、収集及び持込を合わせて令和元年度から令和2年度にかけて193t、令和2年度から令和3年度にかけて124tと大きく減少している。減少の要因としては、人口の減少も要因のひとつだが、市民1人あたりのごみの排出量についても減少しているため、市民の意識向上により分別や生ごみの水分切りなどが進み、年々減少しているものと考えられる。

以上、(3)一般廃棄物処理基本計画及び実施計画についての説明とする。

続いて、(4)令和3年度伊予市事務事業に伴う温室効果ガス排出量について説明する。

資料9をご覧ください。温室効果ガス排出量の集計は、使用したエネルギーに、それぞれ、国が定めた排出係数を掛け合わせ、算定することとなっており、単位はt-CO₂である。つまり、エネルギーの使用量によって変化するもので、省エネ行動によって削減される。ただし、電気については、その電気を作るために、どれだけのCO₂を排出したかということで、電気を買っている電力会社によって排出係数に違いがある。また、同じ電力会社でもその年によって違いがでる。

そこで、令和3年の実績をみていただくと、ガソリンの使用量は、年間39,303ℓ、主に公用車の燃料である。軽油の使用量は、年間7,985ℓ、主に公用車やボイラーの燃料である。灯油の使用量は、195,382ℓ、主に空調用の燃料である。A重油の使用量は4,200ℓ、中山フラワーハウスで使用する設備の燃料である。LPGの使用量は34,364m³、主に保育園等の施設で使用する燃料である。電気の使用量は、8,918,983kwhである。令和2年度と比較して軽油の使用量が大幅に増えているが、これは、集計対象の見直しを行ったため、消防団で使用する車両の燃料を集計したことが主な原因である。

また、電気の使用量はそれほど増加していないが、電気事業者の排出係数が大幅に増加したため、計算上、温室効果ガスの排出量が増えたことになる。エネルギーの使用量と係数を用い計算した結果、令和3年度の温室効果ガス排出量は5,672 t-CO₂である。平成30年度を基準年とし、17.52%の削減となる。

以上、説明とさせていただきます。

(会長)

ただ今の説明について、どなたからでも意見等はないか。

(副会長)

資料7の10ページ⑩、近年、生ごみ処理機の補助件数が増えていると説明がありました。令和3年度に電気式の生ごみ処理機の補助金額の上限を2万円から3万円に上げたとのことですが、今年度の計画では、どのくらいの補助台数を見込んでいるのか。

(事務局)

令和2年度は6台の補助、令和3年度は16台の補助実績があり、それらを勘案し、今年度は、20機分の予算を計上しています。

(委員)

以外と実績はあるようだが、あまりPRされていないように思う。生ごみ処理機の中には10万円近くするものもあり、補助制度を知れば、もっと申請者は増えてくるのではないか。しっかりPRして、地域に広めていかないと、前に向いて進まない。ごみの減量、分別、リサイクルを強化することが大事である。

(委員)

私は、以前から生ごみ処理機の補助制度があるのは知っていたが、仮に堆肥化しても使うところがなくて、興味があったとしても、購入、申請までには至らない。生ごみ処理機の大きさも様々で、堆肥化、減量化した後どうしたらいいか、家庭内で使用する姿が想像できない。例えば、生ごみを処理し、それを使って花を植えているところなど、家庭で活用している状況を簡単なところから、もう少しアピールしてもいいと思う。小さいところから始めましょうという切り口があっていい。

(事務局)

行政として、補助して終わってしまっているという部分はあると思う。委員の意見のとおり、生ごみ処理機による生ごみの減量化は、処分する可燃ごみの減量という一面もあるが、できた堆肥の活用法が不明確なところがある。今後、使い方など、その先を考えた周知方法を検討していきたい。

(会長)

非常に大事な視点である。市民側が知らないだけ、というつまらないことは言わず、先程、委員が御指摘になった周知方法によって、かなり変わってくると思う。市の意図するところが、うまく市民に伝わっていないところがあるのではないか。広報の課題かとも思うが、そのあたり、事務局としてはどうか。

(事務局)

本事業だけでなく、全体の課題ではないかと認識している。非常に貴重な御意見だと思

う。

(会長)

市の業務が多忙であることは理解しており、その中で更なる充実を図ることは難しいことだと思うが、書き方や見せ方で対応できるところもあると思う。伊予市の住民は前向きな方が多い印象があり、工夫の余地がありそうだ。

(委員)

この生ごみの問題にかかわらず、補助金の制度内容も大事であるが、これまでの経験上、やはり市民の意識が高まらないといけないと思う。市民のごみに対する意識、CO₂削減に対する意識をどう高めていくかという部分を大事にする必要があると思う。ただ、伊予市も高齢化が進んでいて、私の住んでいる集落も独居高齢者の世帯が半数は占めているように思うが、その方々のごみに対する意識をどう高めるかと考えると難しいところもあるし、皆さんがルールを守って押し車でごみを持ってきているところを見ると、果たして自分はその年齢になって、同じことができるだろうかと感心してしまう。だからこそ、地域特性や年齢を考慮した広報活動が大事だと思う。

広報は、出す側と受ける側で、とても乖離する部分があって、出す側は、書いたつもり、言ったつもり、だが、受ける側は、見てない、市の思いが伝わってこないということがあって、広報は難しいなと感じる。そこは、民間の手法にも学ぶべきところがあるのだろうと最近思う。

私は、今年、生ごみ処理機の購入補助を受けた1人であるが、かねがね関心があったところ、広報を拝見して申請した。この関心の部分で、広報がいい方向に向かえばいいと思う。

(事務局)

市としても、知ってもらうことが重要であると認識していますが、市民のみなさんの視点に立った広報というものになるよう努めてまいりたいと思う。

(委員)

先程から話にあがっているとおり、広報、PRは大切である。私の活動紹介になって恐縮だが、地域新聞の中で、環境問題に関する記事を作成し、3か月に1回程度地域で回覧するようにしている。また、区長会で環境問題に関する取組を報告したこともあり、機会が得られれば、再度やってみたいと思っている。このような市民の自発的な取組も大切だと思う。

(会長)

貴重な事例報告である。事務局も参考にさせていただきたい。

広報の手法については、委員の関心が非常に高いことがうかがえた。難しい問題だとは思いますが、頂いた意見を整理して前向きに検討させていただきたい。

(事務局)

早速ということではないが、10月号の広報にて「食品ロス」に関する記事を掲載することとなっている。また、年度内に「ごみ」の特集をする計画である。ホームページ記事の見直しと共に、しっかり検討していきたい。

(5) ごみ処理の広域化について

(事務局)

先日の新聞報道で目にされた方もいらっしゃるかもしれないが、伊予市・松前町では、現在、伊予市の三秋にある伊予地区清掃センターで処理している可燃ごみについて、ごみ処理の広域化に先立ち、松山市で暫定的に処理していただけるよう申入れを行っている。これは、現施設の老朽化による運営面や経費面での懸念を解決するためのものである。

これから、担当から説明をさせていただくのは、令和2年に設置された、松山ブロックごみ処理広域化検討協議会で検討をすすめている可燃ごみの広域処理についての説明になる。分かりにくいとは思いますが、松山市への暫定的な処理の申入れとは別のものになることを、担当からの説明の前に申し上げておく。

では、担当からごみ処理の広域化について説明申し上げる。

資料10をご覧ください。まず、現在の検討状況などについて説明する。ごみ処理広域化というのは、それぞれの市町が単独でごみ処理を行うのではなく、複数の市町で共同してごみ処理を行ったり、ごみ処理施設を集約、整備したりすることをいう。現在、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町及び久万高原町の3市3町で、国や県の方針などを踏まえ、それぞれが抱える課題の解決に向け、ごみ処理広域化の検討を行っているところである。昨年度には、広域化を具体的に検討するための基本的事項を整理した松山ブロックごみ処理広域化基本構想を策定した。この基本構想の内容を基に、各市町におけるごみ処理の状況のほか、広域化に関して具体的に検討している内容を説明したい。なお、現時点では、まだ広域化をするか否かは決定しておらず、今後、市民の皆様からの御意見をはじめ処理施設の整備候補地となっている地元の方々との協議を重ね、3市3町で具体的な調整を進めながら広域化の可否を決定していくこととなっている。

次に、各市町のごみ処理施設の状況であるが、3市3町のごみ処理施設は、松山市西クリーンセンターを除く全ての施設で老朽化が進行しており、施設更新の判断が迫られている。なお、久万高原町、東温市及び砥部町の施設は既に稼働を停止しており、これら各市町のごみは広域化を待たず松山市南クリーンセンターで暫定的に処理している状況である。

続いて、各市町のごみ排出量の状況と将来の見通しについて、松山ブロックの可燃ごみ排出量は、将来的に減少傾向で推移する見込みとなっている。直近5年間は人口減少などの影響もあり、ほとんどの市町で可燃ごみ排出量は減少しており、将来的にもこの傾向は続くことが見込まれている。

広域化の必要性について、各市町が抱える課題を同時に解決することを目的として広域化の検討を進めているところである。松山ブロックの各市町が抱える課題を3つにまとめると、1点目は、老朽化したごみ処理施設の更新には多額の費用が必要となり、各市町にとって大きな負担となること。2点目は、人口減少に加え、ごみ排出量の減少も見込まれるため、各市町が個別にごみ処理施設を整備するといずれも小規模な施設となり、経済的に非効率となること。3点目は、脱炭素に向けて、一定規模以上の施設を整備することに

よる積極的なエネルギー回収が求められていることである。

各市町が単独で小規模な施設に更新するのではなく、集約し、一定規模の施設を整備することで課題解決を図るほか、ダイオキシン類や温室効果ガスの総排出量を削減することが期待でき、現在、協議を進めているところである。

続いて、広域化する場合の具体的な方法の検討状況であるが、仮に広域化するのであれば、このような方法があるということを整理したもので、いずれも決定事項として示すものではない。

まず、処理するごみについて、現時点では可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理と処理に伴って生じる焼却灰などの残渣の最終処分を広域化の対象と想定している。資源ごみと不燃ごみは引き続き各市町が個別に処理することを想定している。

続いて、ごみ処理施設の規模は、3市3町で広域化する場合、現在の松山市南クリーンセンターの3分の2程度の規模の施設が新たに必要であると想定されている。松山ブロックの可燃ごみ処理施設のうち、松山市西クリーンセンターは稼働開始から8年程度しか経過しておらず、今後も継続して使用することが見込めるため、3市3町のごみを広域的に処理するための施設の一つと想定するが、松山市西クリーンセンターだけでは松山ブロックのごみすべてを処理することは困難なため、別のごみ処理施設を整備する必要がある。

続いて、新たな施設の整備場所は、現在、松山市南クリーンセンターの敷地内で整備することを想定している。松山市南クリーンセンターの敷地以外は、いずれも広域処理施設の整備場所としての適性を有しておらず、最終的に松山市南クリーンセンターの土地が最終候補として残った。

なお、松山市南クリーンセンターの敷地内で広域処理施設を整備する場合には、新たな施設を建設する新設と現在の施設を改修して継続利用する延命化の2通りの方法が考えられている。基本構想では、こちらの補足に示すとおり、新設、延命化について、建設費や運営費などの支出から国の交付金や売電などの収入を差し引いた20年間の正味の事業費を比較したところ、新設の場合は延命化と比較して建設費が高額となるものの運営費が安価であるほか、国の交付金や売電収入の増加が見込めることに加え、20年後に施設の残存価値が残ることなどから、建設から運営までに係る正味の事業費は、新設、延命化、いずれの場合も約220億円と同程度と試算している。ただし、現時点で試算困難な渋滞対策費や浸水対策費などは含まれていないため、これらの対策工事の自由度やその費用などを総合的に判断し整備方法を検討する必要がある。

処理方法については、現在のところ松山市西クリーンセンター、南クリーンセンターと同じストーカ式焼却を想定している。可燃ごみの処理には様々な方式があるが、他所の採用方式も考慮し、1、ストーカ式焼却、2、流動床式焼却、3、メタン化プラス焼却の3つの方式に絞り、安定性や経済性、環境保全など、9つの観点から比較を行った結果、現時点ではストーカ式焼却が最も優位との結論に至っている。今後、詳細な比較検討を行うこととしている。

なお、基本構想の策定に当たって実施したパブリックコメントでは、メタン化も検討すべきとの御意見も頂戴しているが、メタン化処理ごみは一定量の残渣が残るほか、処理対

象物は生ごみなどに限定されることから、残渣やプラスチックごみなどを処理するために焼却施設等を別途設ける必要がある。メタン化プラス焼却方式は、焼却炉単独の場合と比較して温室効果ガス排出量は少なくなる可能性があるものの、維持管理費が高額であるほか、災害時の対応や必要面積などの面で課題が大きいことなどから、現時点ではメタン化プラス焼却方式はストーカ式焼却に劣ると判断しているところだ。ただし、構想で行っている比較は定性的なものであるため、今後、詳細な検討を行っていくこととしている。

広域処理施設周辺における渋滞問題については、広域処理施設の立地自治体と想定している松山市を除く2市3町に中継施設を設置するなどの対策を検討していきたいと考えている。

久万高原町、砥部町及び東温市の可燃ごみは、処理施設の老朽化などの課題から、広域化を待たず暫定的に松山市南クリーンセンターで受入れを行っている状況で、これらのごみを除くと、広域化により松山市に搬入されるごみの運搬車両は少なくとも年間1万1,000台、単純に1日当たり30台ほど増加することが見込まれている。これらに対応するため、各市町で中継施設を設置し、主に市民や町民の方が直接搬入するごみを集約してから持ち込むことで一定の対策が可能であると考えられている。

ごみ処理施設をまちづくりに生かすために、住民の皆様の御意見を伺い、他都市の事例なども参考にしながら、3市3町で議論し決定していくこととしている。

今後の進め方について、8月に各市町で開催した住民説明会の中で住民の皆様からいただいた御意見などを踏まえながら、3市3町で広域化の在り方に関する具体的な検討を進めたいと考えている。なお、長期的なスケジュールとしては、施設を新設する場合は令和14年度、延命化の場合は令和11年度の稼働開始を目指して検討を進めたいと考えている。

以上、松山ブロックごみ処理広域化に関する説明とする。

(会長)

ただ今の説明について、どなたからでも意見等はないか。

(委員)

粗大ごみの中間処理というのは、どのような作業を言うのか。

(事務局)

粗大ごみも、家具類から機械類など様々な種類がある。これらを、焼却や埋め立て、リサイクルするために行う、前段の作業である。例えば家具類だと、そのままでは焼却炉に入らないものを、破砕して焼却できる大きさにしたり、金属製の部品を取り除いたりするなど、処分前の仕分け作業のような工程を中間処理としている。

(委員)

まだ計画段階で詳しいことは決まってないと思うが、広域化となった場合、有料ごみ袋の単価や、施設の建設費等の負担割はどのような考え方なのか。

(事務局)

現在、3市3町で協議会を設置し、協議しているところで、まだ決定していないが、ごみの排出量等で負担が変化してくると考えられる。広域化に関しては様々なメリットデメ

リットがある。現在、伊予市は松前町と一部事務組合を設置し、共同で可燃ごみの焼却施設を運営しているが、今後、施設更新や運営に係る経費を考えたとき、この体制を維持することよりも広域化するほうが、少なくとも経費的なメリットは大きく、効率的であることは言えると思う。

指定ごみ袋については、3市3町の中で松山市以外は有料化している。広域後も有料化は継続することを想定しているが、現在のところ、ごみ袋の単価が極端に上がることは想定していない。

(委員)

新しい施設を建設するのであれば、最新の技術を取り入れた、良い施設にしてもらいたい。中継施設の設置も大変なことであるが、時間もあるので熟慮して進めてほしいと思う。

(事務局)

頂戴した御意見も含め、熟慮して進めてまいりたい。

(会長)

カーボンニュートラルや再生可能エネルギーの活用など、世界や国の方針を考えると、単純にコストや運営面からストーカ式を選択することが本当にいいのかという思いもある。建設してしまうと、30年はそのまま運用されると思うので、慎重に検討していただきたいと思う。

(事務局)

現在のところストーカ式で計画しているが、焼却熱の利用を含め、エネルギー効率やCO₂削減も考慮し、最終的には協議会で決定することになると考えている。その点、御了承願いたい。

(委員)

現時点では広域化は決定ではないというが、恐らく市民の中には、広報誌などを見て、広域化は決定しているという意識を持っている方も多いと思う。その中で、ごみの出し方が変わるのだろうかという心配が出てくる。広域化が決定するのはいつごろになるのか。

(事務局)

今回説明した広域化と、広域化が始まるまでの期間、暫定的に松山市で可燃ごみの処理をしてもらう事業を平行して進めている。暫定処理については、令和5年4月から始めたいということで、新聞報道にもあったとおり、先日、松山市へ申入れを行ったところである。松山市から回答があれば、速やかに市民のみなさんに対しお知らせしたいと考えているところで、しかるべきタイミングという回答になってしまうが、対応を行いたい。

広域化については、協議会での検討次第であるが、今年度中にはある程度方向性は決定すると考えている。

なお、現時点では、分別を含め、収集時間、収集曜日、現施設への直接持ち込みなどについて、基本的事項は変更しない方針で、市民のみなさんにはできるだけ負担のないように進めてまいりたい。

(6) 令和4年度の主な取組について（計画策定関係）

(事務局)

資料12をご覧ください。今年度の審議会でお諮りする案件に、計画策定案件が2件ある。詳細は、この後、各担当から説明するが、本市の環境政策の根幹となる環境基本計画とその一部という考え方にもなるかもしれないが、本市全域を対象とした地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の2件である。

今年度の審議会は、本日を含め3回の開催を予定しているが、残り2回で計画2件を隅々まで検討することは難しいため、委員各位の意見を頂戴するところは、ある程度的を絞り、また、書面等で御意見を伺うなどの手法をいれながら、効率的に計画策定を進めていきたい。

大まかなスケジュールとしては、2回目の審議회를11月から12月に開催、3回目を2月から3月に開催したいと考えている。資料のとりまとめ状況をみながら調整し、開催の1か月前を目途に、御案内させていただきたい。

資料12の2ページをご覧ください。環境基本計画の策定について説明する。本日は、概略のみの説明とさせていただくが、御了承願いたい。

伊予市環境基本計画は、伊予市環境基本条例第9条に基づき、生活環境や自然環境などの保全、良好な環境を創り出すための施策の基本となる事項を定めることによって、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民、事業者、行政が共通認識のもと一体となって環境の保全と創造に取り組んでいく指針となるものである。

計画の策定に当たっては、本市のまちづくりにおける課題解決に向けて環境基本計画が果たすべき役割と方向性を明らかにしていくため、社会経済の情勢、国等の政策の動向や本市の環境関連施策に係る進捗と課題やニーズ等を把握し、必要なデータの収集・整理等の基礎調査を行うこととしている。これらを踏まえ、市民のみなさまや関係団体などの参画のもと、本市の環境施策のあるべき姿と体系を整理し、基本目標を明らかにするとともに、それを実現するための具体的施策を検討し、本市における今後の環境政策の基盤となる計画として取りまとめることを目的とする。

計画の基本的事項としては、計画策定に係る国等の施策などの背景や、計画の目的、計画の範囲と位置付け、計画の構成等、本市を取り巻く環境の現状と課題として、社会情勢の変化や環境の現状と課題、環境意識調査等、この計画が目指すものとして、将来の総合的な環境の姿やイメージ、計画の施策体系、施策の展開として、環境目標を設定し、施策の方向性や達成指標、市民、事業者、行政の各主体の取組、計画で目指す環境像の実現のために、各分野を横断する総合的な施策を掲げ、取組の機運を高めていくことも重要となるため、施策推進の方向を象徴する環境施策全般を総合的かつ先導的に取り組むべき施策をリーディングプロジェクトとして明確化し、計画全体を先導していくシンボリックな役割を担うものとして位置付ける。更に、計画を実行していくための推進体制や、計画の達成指標の進捗状況について、効果検証等の進行管理について明記する。

計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、この期間中であっても、様々な変化に適切に対応するため、必要に応じて施策等の見直しを行うこととする。

計画の施策体系について、1番目の「ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」といった施策の柱となる将来の環境像に対して、右側の(1)省エネルギー対策が推進されていることなどを環境目標に設定していくもので、施策の体系を明らかにするものである。以下、同様に将来の環境像に対する環境目標である。

最後に、関連する計画等については、下記のようなものが挙げられ、この環境基本計画

においても、整合性のとれたものである必要がある。

以上、伊予市環境基本計画の策定の説明とする。

次に、伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について説明させていただく。資料12の3ページをご覧ください。

地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。地方公共団体実行計画には、「事務事業編」と「区域施策編」があり、「事務事業編」は、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画であり、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるものとなっている。本市では、第4次伊予市地球温暖化対策実行計画を令和3年度から令和7年度の期間で策定している。

今回策定する「区域施策編」は、国の地球温暖化対策計画に即して、伊予市全体の自然環境や社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であり、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めることとされている。

温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策として①再生可能エネルギーの導入促進、②事業者や住民による排出抑制等の活動促進、③公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進等、温室効果ガスの排出抑制に資する地域環境の整備、④廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めることとなっている。

これらの施策を反映させたものを「伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の構成のとおり、策定する予定である。

計画の構成としては、第1章 計画の基本的事項として、計画の目的、期間、計画の位置づけについて。第2章 計画策定の背景として、地球温暖化のメカニズム、地球温暖化の将来予測、地球温暖化対策に関する世界・日本・伊予市の動向について。第3章 当市の現状と課題として、伊予市の地域特性、伊予市の温室効果ガス排出量の現状と課題、分野別の現状と課題について。第4章 温室効果ガス排出量の削減目標として、温室効果ガス排出量の将来推計、排出量の削減目標について。第5章 温室効果ガス排出量削減のための取組（緩和策）として、市全体の基本方針、具体的な市・市民・事業者の取組について。第6章 気候変動への適応策（地域気候変動適応計画）として、気候変動への適応していくための施策について。第7章 リーディングプロジェクトとして、第5章・6章に掲げた取組等の実現に向けて基本計画全体を先導していく役割を担う、事業をリーディングプロジェクトとして設定。第8章 計画の推進体制・進行管理について、計画の推進体制や、進捗状況について効果検証等の進行管理について。とする予定である。

計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とする。

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標期間として令和12（2030）年度、長期的目標として令和32（2050）年度を設定していることから、本市においても、長期的な視点として令和32（2050）年の温室効果ガス排出量実質ゼロ実現を見据え、温室効果ガス排出量の削減を行っていききたい。

計画の目標としては、令和32（2050）年の温室効果ガス排出量実質ゼロ実現を見据え、国の中期目標期間である令和12（2030）年度までに、伊予市域の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%削減を目標とする。

この削減目標は、本年度実施した、伊予市再生可能エネルギー導入戦略策定業務において、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、現状分析等の調査を行い、令和12年度に国の目標値である温室効果ガス排出量46%は達成できる見込みとなっていることから、さらなる高みとして国が目標としている50%削減を目標としたいと考えている。

計画内容等については、国内外の経済・社会動向等が様々な変化に適應するため、計画の見直し等を随時検討することとする。

以上、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の説明とする。

（会長）

ただ今の説明について、どなたからでも意見等はないか。

（副会長）

今後のスケジュールで、書面会議の記載がある。コロナ禍で昨年も書面会議があったが、非常に審議しづらい。今年度は重要な計画を審議するということであるから、できるだけ書面ではなく、対面で審議を行いたいと思う。

（事務局）

副会長御指摘のとおり、重要な案件である。事務局としてもできるだけ意見を頂戴したいと思うので、調整させていただく。

（会長）

委員各位の意見をうまく反映できるよう調整をお願いしたい。

（委員）

資料9の温室効果ガス排出量の説明で、基準年度である平成30年度から令和3年度は大幅に削減できたと説明されたが、何に取り組んだ結果、削減できたのか。

（事務局）

大きな要因としては、施設の統廃合によって計上する対象施設が減ったことがあげられる。例えば学校施設の統廃合、保育園、幼稚園の統廃合や民営化によって対象外となったことが考えられる。

（7） その他

(事務局)

第2回目の審議会を計画の素案がまとまり次第となるが、11月もしくは12月に開催したいと考えている。平日の昼間、2時間程度の審議を予定し、日程等については、後日調整させていただきたい。

また、書面やアンケートといったものを活用しながらも、審議には生の御意見を頂戴したいと考えているので、御理解を賜りたい。

(会長)

限られた審議会の中で、大切な議論を進めていくことになる。事務局が提案された書面、アンケートでの意見聴取もうまく活用しながら、委員各位の気持ちをうまくくみ取っていただけるよう事務局には改めてお願いし、本日の議事を終了としたい。